

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 - 1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 - 2 飲食店等に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域</u> <u>（県内全域）</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4</u> 万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可。上限20万円※） ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店</u> <u>（売上高等に関わらず一律2万円）</u>

10-1 飲食店等以外に対する協力金

● まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■ 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

10-2 飲食店等以外に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■ 対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に本社または本店があること。・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。・ まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円/月</u>、個人事業主：<u>上限10万円/月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円/月</u>、個人事業主：<u>上限20万円/月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円/月</u>、個人事業主：<u>上限30万円/月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・⁹¹第2期・第3期）との併給可

12-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
 ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

- ※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
- ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・ <u>国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</u>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none">対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、県の
自粛要請にご協力いただいた事業者の皆様へ

滋賀県
からの
お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金について

休業や営業時間短縮の要請を受け、全面的に協力いただいた事業者の皆様方を支援します。

申請受付開始日: **5月7日(木)**を予定

1. 制度の概要

県の緊急事態措置により、事業者の皆様には施設の使用制限や施設の営業時間の短縮(以下「休業等」といいます。)へご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業等に全面的にご協力いただいた県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、支援金を支給いたします。

2. 支援金の対象者と対象額

原則として4月 25 日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等(4月 25 日より前から休業等をされていた方を含みます。)

中小企業 :一律 20 万円
個人事業主:一律 10 万円

※このほか、独自に上乗せを予定している
市町があります(詳細は後日掲載します)

3. 申請手続きや申請書類等

申請受付方法は、**県ホームページ(電子申請)**または**郵送のみ**を予定しています。

申請書類は、支援金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人(本社)確認書類のほか、**自粛要請日(4月23日)以前から営業活動を行っていることがわかる書類(※1)**や**休業等の状況がわかる書類(※2)**が必要です。

※1 直近の**確定申告書**や**営業許可書類(飲食店営業許可、酒類販売業免許等)**の写し

※2 **休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の写真や写し**
休業する事業所等の名称や状況(休業期間、営業時間変更)がわかるよう工夫をお願いします。

これらの詳細は、県議会での議決をいただいた後、県 HP に募集要領等を掲載いたします。

臨時支援金サイト: 「滋賀県 臨時支援金」で検索!

緊急事態措置コールセンター: 077-528-1344

滋賀県 臨時支援金

検索

滋賀県酒類販売事業者支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置により、酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者の方に対して、国の月次支援金に上乗せして「滋賀県酒類販売事業者支援金」（以下「県支援金」という。）を支給します。

・「事業継続支援金」との併給 → ○ 可
・「協力金」との併給 → × 不可

1 対象者

- ① 国の月次支援金の給付を受けていること。
※まず、国の月次支援金の申請手続きをしてください。
- ② 滋賀県内に本社・住所等がある中小法人等および個人事業者等であること。
※確定申告書の提出先（納税地）が滋賀県であること。
※国の月次支援金と同じく、事業者単位の申請。
※中小法人等：資本金等10億円未満。または資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人。
- ③ 酒類製造または酒類販売業の免許を有していること。
※申請日時点で同免許に係る事業を行っており、事業の継続等に向けた取組を行っていること。廃業予定の場合は対象外。
- ④ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接または間接の取引を反復継続して行っていること。

2 支給対象月

令和3年8月および9月（月単位）

3 支給額

支給対象月ごとに、月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少している場合に、**「月間売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額」**を月単位で支給します。ただし、**次の金額が上限**となります。

区分	支援金の上限（月額）	
	中小法人等	個人事業者等
①月間売上額が、前年（前々年）同月比で 50%以上(70%未満) 減少	20万円 ／月	10万円 ／月
②月間売上額が、前年（前々年）同月比で 70%以上(90%未満) 減少	40万円 ／月	20万円 ／月
③月間売上額が、前年（前々年）同月比で 90%以上減少	60万円 ／月	30万円 ／月

4 申請期間

支給対象月	申請期間
令和3年8月分	令和3年10月 1日(金)～ 11月30日(火)
令和3年9月分	令和3年10月15日(金)～ 12月31日(金)

5 申請方法

- ・原則は、**オンライン申請** です。
- ・オンライン申請ができない方のみ郵送による申請ができます。

QRコード



1 オンライン申請

申請用ホームページ

滋賀県酒類販売事業者支援金

検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/320444.html>

2 郵送による申請（オンライン申請ができない場合のみ）

郵送物の追跡が可能な「**レターパックライト**」または「**レターパックプラス**」により、下記あて郵送してください。

〒525-0025 滋賀県草津市西渋川 1-1-3 リバティールハウス草津 3 階
滋賀県酒類販売事業者支援金事務局

※8月分は令和3年11月30日（火）、9月分は令和3年12月31日（金）の消印有効。

※申請書は、滋賀県ホームページからダウンロード。なお、各商工会議所、各商工会、各小売酒販組合、滋賀県酒造組合、県の各土木事務所、各市町商工担当課にも置いています。

6 申請必要書類

・**⑤、⑧、⑨、⑩、⑪の書類については、国の月次支援金の申請時に提出した書類と同じものを提出してください。**

- ① 滋賀県酒類販売事業者支援金申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 取引先等の情報（様式3）
- ④ 役員名簿（中小法人等）（様式4）
- ⑤ 履歴事項全部証明書の写しまたは本人確認書類の写し
- ⑥ 国の月次支援金の給付決定通知書の写し
※国から月次支援金の給付決定がなされていないなどの理由で申請期間内に提出が難しい場合は、「国の月次支援金のマイページ（登録情報・申請ステータスが全て記載されているもの）」の写しを代替書類として提出。なお、国から月次支援金の給付決定通知書が到着次第、速やかに追加提出が必要。
- ⑦ 酒類製造または酒類販売業の免許の写し等
- ⑧ 振込先の預金通帳の写し（預金通帳のオモテ面と通帳を開いた見開きの1・2ページ）
- ⑨ 売上額を比較する基準月（令和元年・令和2年の8月・9月）を期間に含む事業年度の確定申告書類の写し（2事業年度分）
- ⑩ 支給対象月（令和3年8月・9月）の売上台帳等の写し等
- ⑪ 国の月次支援金の申請において、特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）の適用を受けている場合は、国に提出した書類の写し

滋賀県酒類販売事業者支援金コールセンター

【開設時間】 午前9時～午後5時(平日のみ) ※9/30以降

【電話番号】 0570-005-530

【メール】 shiga-sakeshien001@bsec.jp

滋賀県観光振興局
担当: 柿町

飲食店以外の施設の皆様

9月30日
(改訂版)

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の給付について (まん延防止等重点措置)

滋賀県のまん延防止等重点措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下の通り協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月26日(木)24時

2 協力金の対象店舗・給付額等(詳細は裏面) **【県内13市】**

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × 日数
(定休日を除く)

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × 日数
(定休日を除く)

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積(※テナント・出店者の面積等を除く)が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) / 日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) / 日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)(当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

- 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

- まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

滋賀県

まん延防止等重点措置を講じる地域

対象地域	まん延防止等重点措置を講じる地域			
	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市			
対象施設	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が 1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設			
	まん延防止等重点措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	遊技施設	（マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）	○	○
	遊興施設※1	（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等）	○	○
	サービス業を営む施設	（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業）	○	○
	商業施設※2	（大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店等）	○	○
	《イベント関連施設》※3			
	劇場、映画館等※4	（劇場、観覧場、映画館、演芸場等）	○	○
	集会施設等※4	（集会場、公会堂等）	○	○
	展示施設等※4	（展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等）	○	○
	ホテル・旅館※4	（集会の用に供する部分に限る）	○	○
運動施設、遊技施設※5	（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等）	○	○	
博物館等※5	（博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等）	○	○	
給付要件		<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること （8/20から）入場制限を含む入場者の整理等の実施（商業施設のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 	

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法31条の6第1項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 生活必需品の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除きます。

※3 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※4 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※5 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月27日（金）0時～9月12日（日）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面） **【県内全域】**

(1) 中小企業（小規模事業者、個人事業主を含む）の皆様

(売上高に応じ) **4万円～10万円** / 日 × **日数** (定休日を除く)

(2) 大企業の皆様

1日当たりの売上高の減少額 × 0.4 × 日数 (定休日を除く)

(※ 中小企業も選択可。上限20万円/日)

(3) 食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様

(一律) **2万円** × **日数** (定休日を除く)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月13日(月)から10月12日(火) (当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 要請前において酒類の提供またはカラオケ設備提供を行っていた飲食店等 要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則要請の全期間において、休業または朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備提供を停止すること 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していただいていること 	
協力金算定方法	<p>《1日当たりの給付単価算定方法》</p> <p>A 売上高方式</p> <p>B 売上高減少額方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法を選択 大企業の皆様は、Bによる算定 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様は、一律2万円/日 	
	<p>A 売上高方式</p> <p>「前年度または前々年度の売上高/日」が、</p> <p>①10万円以下のとき →協力金：4万円/日（下限）</p> <p>②10万円超～25万円の時 →協力金：4万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割）</p> <p>③25万円を超えるとき →協力金：10万円/日（上限）</p>	<p>B 売上高減少額方式</p> <p>【計算式】</p> <p>1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4</p> <p>【上限額（1日当たり）】</p> <p>20万円</p>

（お願い） 営業時間短縮等実施の掲示

- 営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月27日（金）0時～9月12日（日）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面）【県内全域】

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × $\frac{\text{日数}}{\text{(定休日を除く)}}$

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × $\frac{\text{日数}}{\text{(定休日を除く)}}$

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積（※テナント・出店者の面積等を除く）が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) /日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) /日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月13日(月)から10月12日(火)（当日消印有効）まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域			
	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の商業施設等やイベント関連施設			
対象施設	緊急事態措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など（生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。）	○	○
	遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど	○	○
	遊興施設※1	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○	○
	サービス業を営む施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	○	○
	《イベント関連施設》※2			
	劇場、映画館等※3	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○	○
	集会施設等※3	集会場、公会堂など	○	○
	展示施設等※3	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	○	○
	ホテル・旅館※3	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る。）	○	○
	運動施設、遊技施設※4	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	○	○
	博物館等※4	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	○	○

給付要件

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 |
|---|---|

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法第45条第2項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※3 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※4 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮もしくは休業を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面） **【県内全域】**

(1) 中小企業（小規模事業者、個人事業主を含む）の皆様

(売上高に応じ) **4万円～10万円/日 × 日数** (定休日を除く)

(2) 大企業の皆様

1日当たりの売上高の減少額 × 0.4 × 日数 (定休日を除く)

(※ 中小企業も選択可。上限20万円/日)

(3) 食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様

(一律) **2万円 × 日数** (定休日を除く)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年10月1日(金)から10月31日(日) (令和3年11月1日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)

県ホームページ
QRコードはこちら



4 お問い合わせ先（平日9時～17時まで）

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 要請前において酒類の提供またはカラオケ設備提供を行っていた飲食店等 要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則要請の全期間において、休業または朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備提供を停止すること 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していただいていること 	
協力金算定方法	<p>《1日当たりの給付単価算定方法》</p> <p>A 売上高方式</p> <p>B 売上高減少額方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法を選択 大企業の皆様は、Bによる算定 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様は、一律2万円/日 	
	<p>A 売上高方式</p> <p>「前年度または前々年度の売上高/日」が、</p> <p>①10万円以下のとき →協力金：4万円/日（下限）</p> <p>②10万円超～25万円の時 →協力金：4万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割）</p> <p>③25万円を超えるとき →協力金：10万円/日（上限）</p>	<p>B 売上高減少額方式</p> <p>【計算式】</p> <p>1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4</p> <p>【上限額（1日当たり）】 20万円</p>

（お願い） 営業時間短縮等実施の掲示

- 営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面）【県内全域】

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**
(定休日を除く)

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**
(定休日を除く)

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積（※テナント・出店者の面積等を除く）が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) /日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) /日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年10月1日(金)から10月31日(日)（令和3年11月1日消印有効）まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域			
	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の商業施設等やイベント関連施設			
対象施設	緊急事態措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など（生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。）	○	○
	遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど	○	○
	遊興施設※1	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○	○
	サービス業を営む施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	○	○
	《イベント関連施設》※2			
	劇場、映画館等※3	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○	○
	集会施設等※3	集会場、公会堂など	○	○
	展示施設等※3	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	○	○
	ホテル・旅館※3	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る。）	○	○
	運動施設、遊技施設※4	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	○	○
	博物館等※4	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	○	○

給付要件

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 |
|---|---|

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法第45条第2項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※3 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※4 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮もしくは休業を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の給付について (まん延防止等重点措置)

滋賀県のまん延防止等重点措置または営業時間短縮要請に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下の通り協力金を給付します。協力金は、店舗所在地により、二通りです。

1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月26日(木)24時

2 協力金の対象店舗・給付額等(詳細は裏面)

(1) 【県内13市】まん延防止等重点措置を講じる地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **3万円～10万円/日 × 日数(定休日を除く)**

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日)

(2) 【県内6町】滋賀県独自の時短要請を行う地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **2.5万円～7.5万円/日 × 日数(定休日を除く)**

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日 他)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)(当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

- 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

- まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

	滋賀県まん延防止等重点措置を講じる地域	滋賀県独自の時短要請を行う地域
対象地域	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
対象施設	要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等	要請前において夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること 	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること
協力金算定方法	《一日当たりの給付単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB 売上高減少額による算定 	《一日当たりの給付単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB 売上高減少額による算定
	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高/日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①7.5万円以下のとき →協力金：3万円/日（下限） ②7.5万円超～25万円のとき →協力金：3万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割） ③25万円を超えるととき →協力金：10万円/日（上限） 	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高/日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①8万3,333円以下のとき →協力金：2.5万円/日（下限） ②8万3,333円超～25万円のとき →協力金：2.5万円～7.5万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の3割） ③25万円を超えるととき →協力金：7.5万円/日（上限）
	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 20万円	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」または前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額

（お願い） 営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止システム



『もしサポ滋賀』



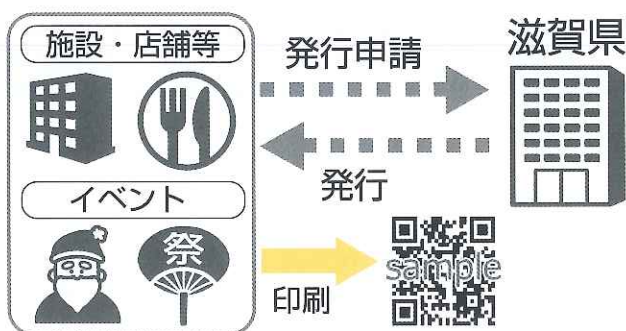
～ 事業者の皆様へのご案内 ～

システムの概要

- 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設等を利用する際、QRコードを活用して利用者自身が施設等の利用歴を登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステムをスタート
- 施設等を利用された方の感染が後日判明し、濃厚接触の疑いがある方には、滋賀県からLINEによりお知らせします。

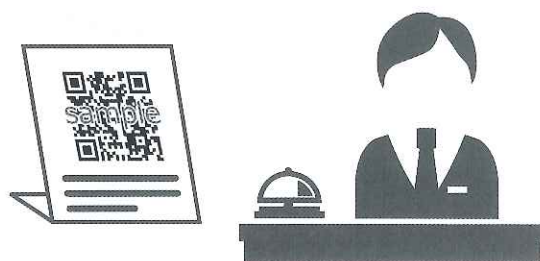
施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行を申請する



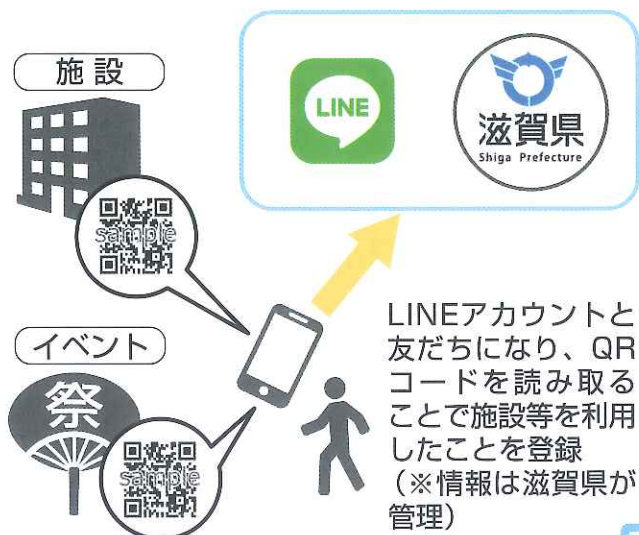
QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入口等に掲示して、施設利用者を読み取りを呼びかける



利用者がQRコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合には対象者にLINEメッセージでお知らせする。



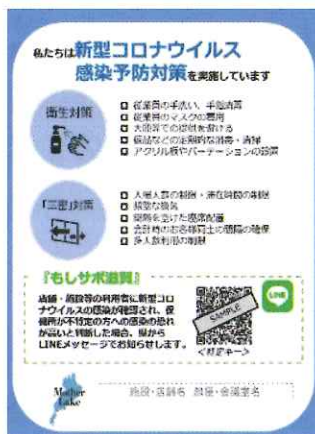
1

「感染予防対策実施宣言書」

宣言書の概要

- 施設等でどのような感染予防対策を実施しているか、一覧で示すことが可能です。
- 宣言書を掲示することで、来訪された方に、感染予防対策に取り組んでいることを分かりやすく示すことができます。

宣言書1



宣言書2



「もしサポ滋賀」QRコード・宣言書の取得方法

以下のURLまたはQRコードから専用サイトにアクセスして事業所等の情報、施設で行っている感染予防対策を登録していただくことで、発行されます。

URL <https://shiga.qr.liny.jp/entry>



【QRコード】

QRコード・宣言書の取得手順

- 手順1 業態・事業所名・事業所住所・連絡先等を入力
- 手順2 施設等で実施している感染予防対策を選択 ※宣言書を取得しない場合は入力不要です。
- 手順3 入力内容を確認し申請（申請ボタンをクリック）
- 手順4 発行されたQRコード・宣言書をダウンロード・印刷し、掲示してください。

「もしサポ滋賀」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312530.html>



「宣言書」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313723.html>



陽性者の療養先調整について(R4.9.26~)

滋賀県COVID-19災害コントロールセンター

【調整時の確認事項】

発生届・陽性者登録の有無
(いずれもHER-SYS IDが存在)

【入院調整の場合】

発生届がない場合、調整先医療機関へ発生届提出依頼

【緊急時:発生届・陽性者登録がない場合】

受診による陽性を確認した場合、調整
調整先医療機関へ発生届提出依頼

入院調整

**受入
医療機関**
(発生届ない場合)
入院に伴う発生届
作成

発生届提出

保
健
所

発生届
+
調整
依頼
(当初)

入所調整

調整依頼
(症状悪化時等)

調整依頼
(症状悪化時等)

保 健 所

滋賀県自宅療養者等支援センター

宿泊療養施設

発生届あり

発生届なし
※治療薬投与時等
には発生届作成

自宅療養

発生届あり

発生届なし
※治療薬投与時等
には発生届作成

依頼

陽性者登録

発生届提出

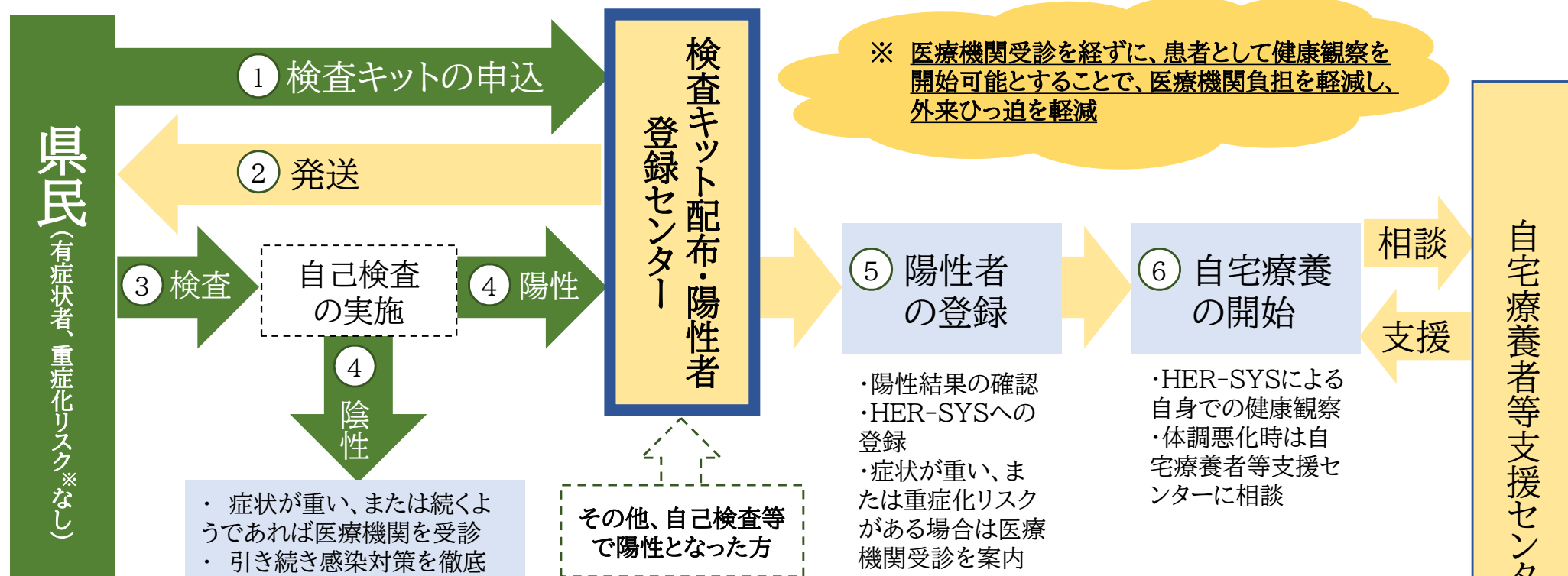
バックアップ病院(指導医)
※治療薬投与等に伴う発生届作成

・滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター
・滋賀県新型コロナ診断後申告窓口

検査キット配布・陽性者登録センターの運用開始について

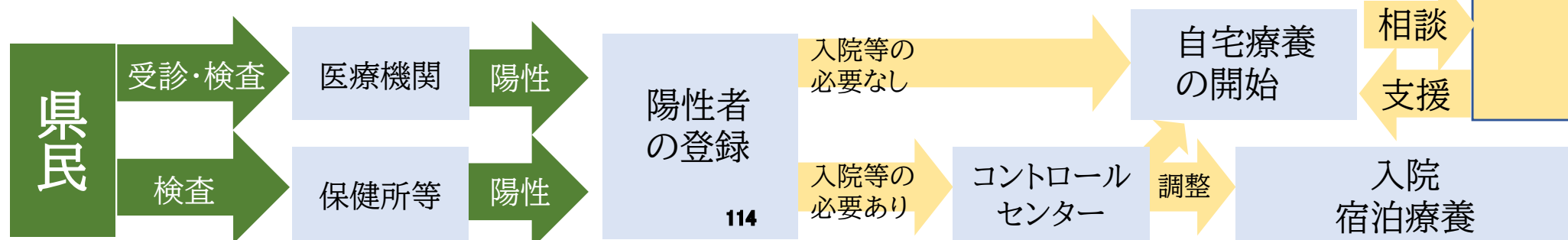
- 医療機関ひっ迫を緩和するため、外来受診前の有症状者等に対して個人宅配送により抗原定性検査キットを配布
- 自己検査等により陽性と判明した場合に、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋がられるよう陽性者登録センターを設置
- 医療機関を受診する等の既存の仕組みに加え、自己検査等による陽性判明者を登録する新たな仕組みとして設置

新たな検査・陽性者登録の仕組み



※ 重症化リスク:慢性腎臓病、慢性呼吸器疾患、悪性腫瘍など

既存の仕組み



宿泊療養施設の機能強化

ホテルピアザびわ湖を高齢者等のための宿泊療養施設として活用

受入対象想定

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

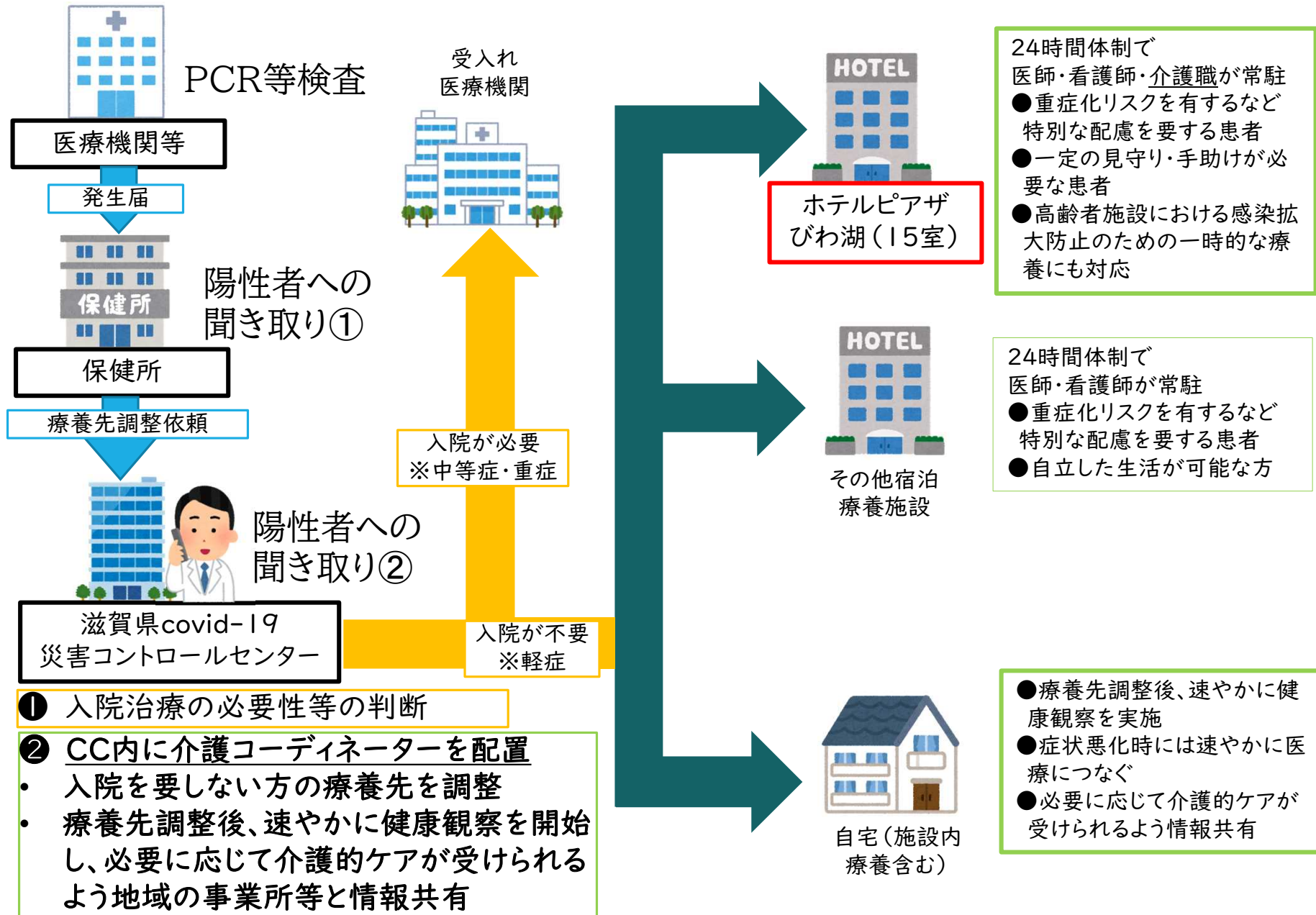
- コロナ患者としては軽症であるが、入院対応となっていた方を受け入れることで、受入医療機関の負担軽減を図るとともに、やむを得ず自宅療養となっていた方に対して、患者により添った対応を行う。

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 個室ではなく、大部屋を療養場所に利用することで、常時見守りを行う。
- 施設面(段差解消やトイレへの手すり設置等のバリアフリー化)、食事面でも療養者に配慮した見直しを実施
- 必要に応じて、中和抗体薬・経口治療薬を投与。症状急変時には、転院までの間、酸素投与等必要な医療行為を実施
- コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置
- 最大15名を受け入れ

運用開始予定日 5月2日

高齢者等に対する療養先調整について



- ① 入院治療の必要性等の判断
- ② CC内に介護コーディネーターを配置
 - ・入院を要しない方の療養先を調整
 - ・療養先調整後、速やかに健康観察を開始し、必要に応じて介護的ケアが受けられるよう地域の事業所等と情報共有

滋賀県COVID-19災害コントロールセンターの機能強化

コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置

- 療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
- ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者の情報を収集し、ピアザでの療養を判断。ピアザとの情報共有。
- ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- ✓ 介護的ケアが必要な方がやむを得ず自宅(施設内)療養となる場合、引き続きサービスを利用できるよう事業所等と情報共有。事業所等との調整状況について保健所とも情報共有を図ることにより、リスクに応じた健康観察が実施できるよう対応。
 - 在宅要介護高齢者が感染した場合に、訪問系の介護サービス事業所における取組に従い感染対策を実施したうえで、サービス提供を継続するよう依頼(令和4年2月25日付け通知)。
 - 利用者の陽性判明によりサービスの中断が生じないように引き続き関係事業所と協力して対応する。

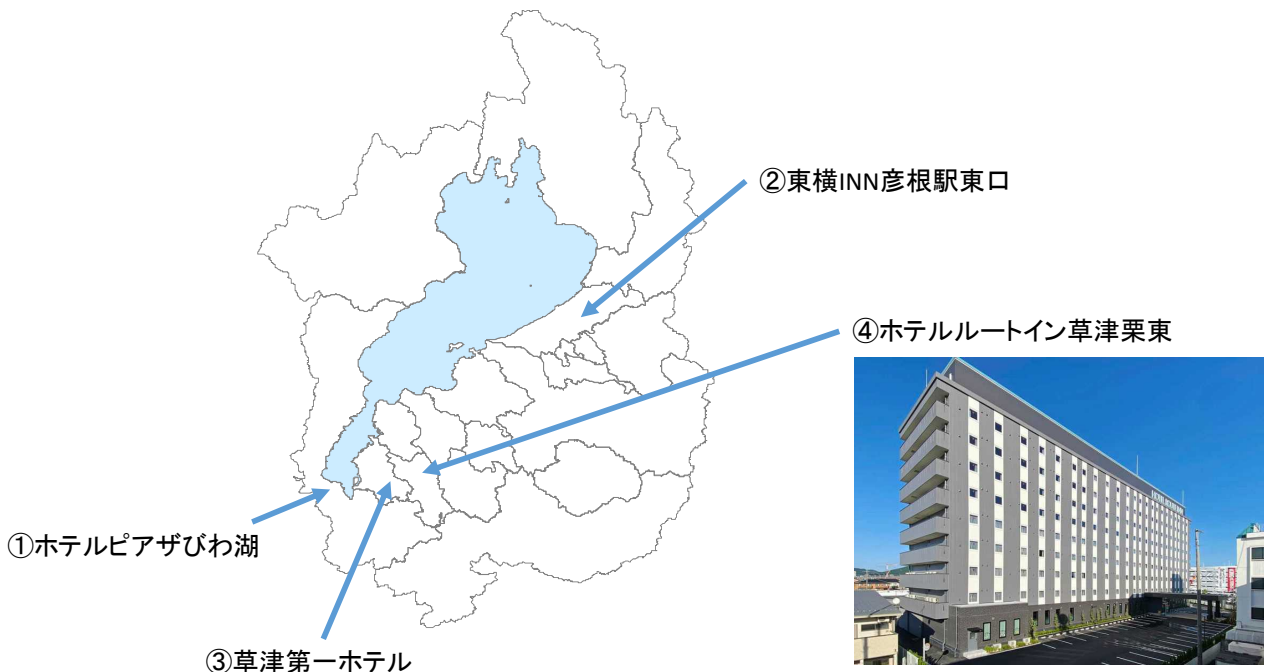
滋賀県宿泊療養施設 ホテルルートイン草津栗東の運営について (2021.7.15時点)

令和3年7月15日
滋賀県健康医療福祉部 感染症対策課

1

県内の宿泊療養施設について

- ① ホテルピアザびわ湖(大津市内)・・・62室
- ② 東横INN彦根駅東口(彦根市内)・・・209室
- ③ 草津第一ホテル(草津市内)・・・129室
- ④ ホテルルートイン草津栗東(栗東市内)・・・277室



施設概要

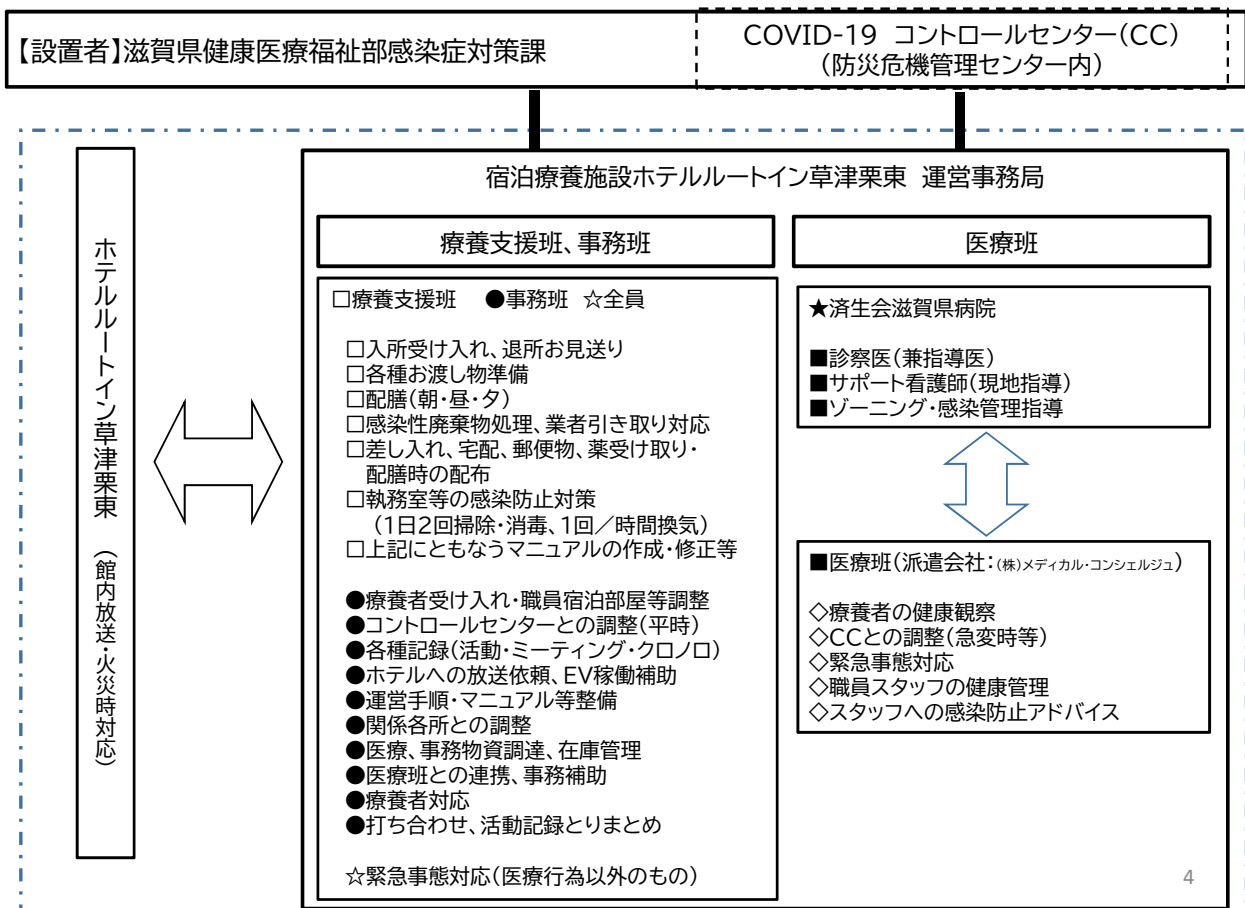
- <ホテルルートイン草津栗東の概要>
- ✓ 所在地: 栗東市大橋六丁目6-40
 - ✓ 全333室
 - ✓ 駐車場197台
 - ✓ 名神高速栗東ICより車で2分
 - ✓ 手原駅まで車で3分、栗東駅まで車で11分
 - ✓ 済生会滋賀県病院まで車で3分



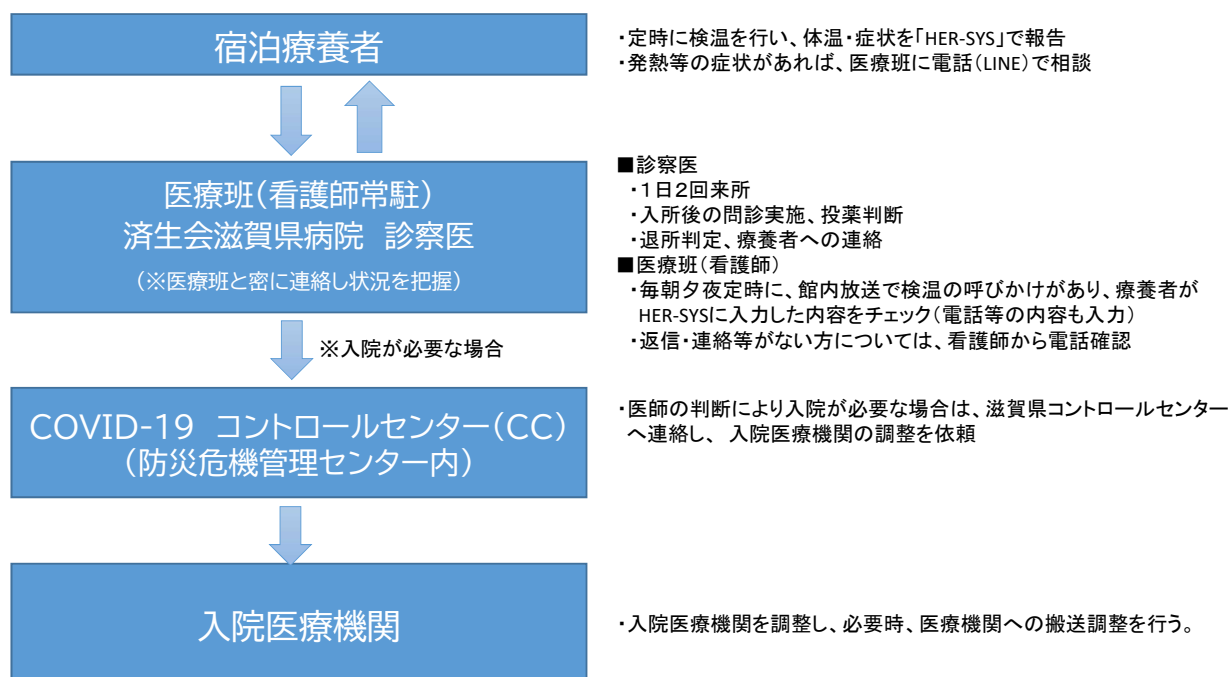
<特徴>

- 施設規模が最大 (利用室数277室、駐車場約200台)
- 事務局長・事務班業務も含めて、外部委託化
- 稼働率向上のため問診スペースを2か所設置
- 済生会滋賀県病院をバックアップ病院として医療機能を強化 (1日2回の医師の問診、状態に応じた酸素投与、投薬)

運営体制



宿泊療養中の健康管理体制 (R3.7.12時点)



5

主なスケジュール

- 7:00 健康報告(HER-SYS)
- 7:30 朝食配膳・ゴミ箱回収(感染性廃棄物として取扱)(R)
- 9:00 定時ミーティング
- 9:00～11:30過ぎまで 退所対応(R) ※退所がない時間は入所対応も有
- 10:00～ 看護師による体調確認
- 12:00 昼食配膳・ゴミ回収(R)
- 13:30～20:00過ぎ 入所対応(R) (最短で10分間隔) ※退所対応が入ることも有
 ※差し入れ・宅配等対応①11:10～12:10 ② 13:30～15:30 (①②以外は要相談)
 ※転院等対応(容態悪化や急変時など)
- 14:00～ 健康報告(HER-SYS)
- 15:30 定時清掃
- 16:30 定時ミーティング
- 18:00 夕食配膳・ゴミ回収(R)
- 20:00～ 健康報告(HER-SYS)

※R: 支援班が防護服を着用して作業(緊急の薬の処方やインキー対応時)

6

高齢者の療養に向けた宿泊療養施設のさらなる活用

第7波における入院・療養の課題

- 5月からホテルピアザびわ湖を高齢者等宿泊療養施設として運用変更。
- 7月からの3か月間で高齢者施設でのクラスターが152箇所確認
- 8月には臨時の医療施設でも高齢者を受け入れてきたが、県内東北部での高齢者の感染も多数発生しており、ホテルピアザびわ湖までの長時間の移送が患者の負担となる。



介護が必要な高齢者が安心して療養いただける場所のさらなる確保が必要

【対応案】

ヴォーリス記念病院(旧病棟)を高齢者専用の宿泊療養施設として運用

【受入対象想定】

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者で、何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 施設面ではバリアフリー化された旧緩和ケア病棟を活用し、常時見守りを行う。
- ヴォーリス記念病院によるバックアップ体制の確保。
- コントロールセンター内に配置している介護コーディネーターによる調整
 - 令和4年5月から療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
 - ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者の情報を収集し、高齢者等宿泊療養施設での療養を判断
 - ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- 最大16名を受け入れ

運用開始日 12月13日

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

滋賀県では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、新型コロナウイルスに関する検査結果が陽性であって、入院を要しない場合で特別な配慮が必要な方については、宿泊療養施設での療養を行っていただく場合があります。

宿泊療養施設での療養期間中は、常駐する医療従事者が健康観察を行いますのでご安心ください。

宿泊療養となった場合の連絡について

① 新型コロナウイルスに関する検査で陽性と判定された場合

滋賀県の新型コロナウイルス患者の入院先等を調整しているコントロールセンターにおいて、ご本人の容態や、病院の空床状況、ご家族の状況等から、入院先や宿泊療養施設を決定します。

② 宿泊療養施設での療養となる場合

コントロールセンターからご本人に症状等を確認したうえで、宿泊療養施設での療養を決定します。宿泊療養となる場合、コントロールセンターで入所時間や移送手段等をご本人や宿泊施設等と調整し、ご本人に連絡を行います。

また、宿泊療養施設に到着後に入所に際してのオリエンテーションを行います。このとき、LINEのアカウントをお持ちの方は、療養中の連絡手段として使用いたしますので、医療担当者とLINEの友達登録を行いますこと、ご承知おきください。

入所時の持ち物・準備物について

◆ 事前準備

下記の持ち物・準備物を参考に、ご家族に連絡するなどして、10日程度の外泊を想定して宿泊療養の準備を行ってください。

なお、基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては家族等に依頼して購入するなど、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。居室に常備されているアメニティ類はございませんのでご留意ください。また、洗濯機等の共用物もご利用できません。

◆ 持ち物・準備物

- 保険証、母子手帳（妊娠されている方）
- 服用中の薬剤、お薬手帳
- 健康管理に必要なもの（血圧計、CPAP（睡眠時無呼吸症候群の治療器）、血糖測定器、インスリン等）
- 筆記用具
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き（スリッパ）等）
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、ハンドソープ、ボディソープ、シャンプー・リンス、ひげそり、くし、化粧品、ティッシュ等）
- 洗濯用具（洗剤、ハンガー・洗濯ばさみ等）※漂白剤は使用禁止
- 食事用具（はし、スプーン、湯飲み等）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、バスマット、ふきん等）
- 娯楽関係（スマートフォン、タブレット端末、充電器、本など娯楽に必要なもの等）
- その他（掃除用具、体温調整用のブランケット等）

※小さいお子さんを連れて入所される方は、以下の物品を持参いただくことをお勧めします。

- 子ども用のおやつ・飲み物（現地では大人用の弁当、水しか提供していません）、おねしょシート、おむつ、小児用便座等

※次のものは用意されています…トイレトーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ入所される宿泊療養施設の事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※ 事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※ 濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れ可能なもの（食品）※季節・気温等によってお断りする場合があります。

☆常温保存のできるもの（インスタント食品、フリーズドライ食品、菓子類（生菓子は不可）、フルーツ、パウチゼリー、ペットボトル飲料等）

※ フルーツ類は、手で皮がむけるもの、洗ってそのまま食べられるものに限ります。

※ ジュース等の飲料類も常温保存できるものに限ります。

☆コンビニ等で売っている消費期限が明確な弁当類やおにぎり等

※ 電子レンジはありませんので、食べる前の温めはできません。

また、食品衛生上の安全の確保のため、温めてから差し入れていただくことはできません。

☆個包装されていて、常温で管理ができ、日持ちするもの（パン売り場の菓子パン、調理パン）

◆差し入れできないもの（食品）

☆アルコールを含む飲み物

☆生もの（刺身、お寿司等）

☆家庭で調理したもの

☆冷凍食品（アイスクリーム等）

☆保存方法が要冷蔵のもの。または、冷蔵にて保存することが通常と考えられるもの

☆ファストフードや弁当屋等購入時に温かい状態で提供される商品

◆差し入れできないもの（食品以外）

☆たばこ（加熱式たばこを含む）

☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）

☆騒音を出すもの

☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はかかりません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

○ 宿泊費用、食事代 → 費用負担はありません。

○ 診療費、薬剤費

・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 → 費用負担はありません。
（例）発熱や咳、のどの痛みに対する治療等

・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 → 自己負担が発生します。
（例）持病の治療、持参薬の継続処方等

高齢者等宿泊療養施設での宿泊療養について

宿泊療養施設の安全・円滑な運用のためには、皆様からのご協力が不可欠です。療養者の方にはご不便をおかけする点もございますこと、あらかじめご了承ください。

- 大きなフロアで、複数の療養者の方と一緒に過ごしいただくため、食事・就寝時間等は、他の療養者の方々と併せた時間での対応となります。
- 入浴はできないため、療養期間中は清拭のみです。
- 療養施設では、看護師および介護士が24時間常駐しています。また、療養中は医師の健康観察があります。
- 対応させていただく職員は、防護服を着用しています。
- 入所時の貴重品は最低限必要なもののみとしてください。現金は療養には必要ありません。
- 新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了する数日前にご家族等に連絡させていただき、退所の日時の調整をさせていただきますので、お迎えの手段等のご準備をお願いします。

入所時の持ち物・準備物について

下記の持ち物・準備物を参考に宿泊療養の準備を行ってください。
基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。アメニティ類はございませんのでご留意ください。

【持ち物・準備物】

※他療養者の持ち物との取り違えを防ぐために名前の記載をお願いいたします。

- 健康保険証
- 服用中のお薬（あれば頓用の薬）、お薬手帳
※服用中のお薬は、出来るだけ療養期間より多めにご持参ください。
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き等）
※参考枚数（7日間療養を想定）…部屋着2セット、パジャマ2セット、肌着4セット（汚れる可能性のある方は多めにご持参ください）
※施設内を移動する際は、安全を確保するためにスリッパ等は不可としています。
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯、ひげそり、くし等）
- めがね、ティッシュ、お尻ふき（多めにご持参ください）
- （必要な方のみ）オムツ、パット
- その他（携帯電話、充電器、本など娯楽に必要なもの等）

※用意されているもの…トイレットペーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計、パルスオキシメーター

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

宿泊療養における同意について

【療養中の安全対策に関する同意】

宿泊療養施設は、療養者の安全を最優先とするため、入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。（※状況に応じて、医師の判断で薬剤等を使用することがあります。）

別紙「療養中の安全対策に関する説明書・同意書」を必ずご確認ください、ご理解、ご協力をお願いいたします。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れできないもの

- ☆食品、飲み物
- ☆たばこ（加熱式たばこを含む）
- ☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）
- ☆騒音を出すもの
- ☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はかかりません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

- 宿泊費用、食事代 ➡ 費用負担はありません。
- 診療費、薬剤費
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 ➡ 費用負担はありません。
（例） 発熱や咳、のどの痛みに対する治療等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 ➡ 自己負担が発生します。
（例） 持病の治療、持参薬の継続処方等

別紙

療養中の安全対策に関する説明書・同意書

入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。

以下の事項についてご確認ください、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 本施設は療養のための一時施設です。療養期間が終了しましたら退所していただきます。
- 安全対策として離床センサーを使用することがあります。
- 安全対策として監視カメラを使用します。
- 安全に療養していただくことを最優先とし、リハビリ等を行いません。入所時よりも筋力低下する可能性があります。
- 転倒・転落に十分注意を払いますが、ご自身の体動により、あざ、打撲、骨折等が生じる可能性があります。
- 退所時、認知機能低下の可能性がります。
- 暴力行為等、他の療養者およびスタッフの身体に危険を及ぼす可能性がある場合、療養期間中であっても医師の判断で退所等の措置を行います。
- 医師の判断において、経口抗ウイルス薬およびその他薬剤を処方することがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療が必要となった場合、医療費は自己負担となります。

説明日：令和 年 月 日

説明者 医師： _____

上記に関する内容を確認しましたので、以上に関し同意します。

同意日：令和 年 月 日

入所者名： _____

同意者名： _____ 続柄()

Recovery Accommodation Facilities for People with Mild COVID-19 Symptoms, Etc.

In order to ensure a robust system of providing medical care for patients with severe COVID-19 infections, Shiga Prefecture requires asymptomatic patients and patients with mild medical symptoms to enter Recovery Accommodation Facilities for recuperative purposes if the results of COVID-19 tests are positive.

Rest assured that the medical staff resident in Recovery Accommodation Facilities will monitor your health condition during your stay.

Contact When You Are Required to Enter Recovery Accommodation Facilities

- (1) When the result of COVID-19 test are deemed to be positive**
 The Control Center in charge of adjusting the place of hospitalization for COVID-19 patients will decide whether you are to enter a hospital or a Recovery Accommodation Facility in accordance with your physical condition, the number of hospital beds available, and your family circumstances, etc.
- (2) When you are required to enter a Recovery Accommodation Facility**
 Whether you need to enter a Recovery Accommodation Facility or not will be decided by the Control Center once your symptoms have been confirmed. If it is decided that you need to enter a Recovery Accommodation Facility, the Control Center will arrange a time of check-in and a mode of transportation, etc., in alignment with the needs of the patient and facility concerned, and you will then be contacted.
 An orientation session will take place once you have arrived and checked into the Recovery Accommodation Facility. If you have a LINE account, this will be used as a method of communication during your stay, and you will be requested to add the attendant doctor on LINE.

Items to Bring and Prepare When Checking In

- ◆ **Items to Prepare in Advance**
 Using the following as a reference for the items to bring and prepare, contact your family, etc., and prepare sufficient items to **last for approximately a two-week stay**.
 Prepare items that you already have available at home, but if you need anything else, request family members, etc., to purchase them on your behalf and make sure that neither you nor anybody who has been in close contact with you goes out into the community. Note that **no amenities will be available in your room*** **You will also not be able to use washing machines or any other public facilities.**
- ◆ **Items to Bring and Prepare**
- National Insurance Card, ****Mother & Child Handbook (expectant mothers only)****
 - Any medication you are taking, and your medication handbook
 - **Items necessary to health management (blood-pressure gauge, CPAP (Continuous Positive Airway Pressure unit), blood-sugar level gauge, insulin, etc.)**
 - Writing materials
 - Clothing (change of clothes, pajamas, indoor footwear (slippers), etc.)
 - Toiletries (toothbrush, toothpaste, hand soap, body soap, shampoo, rinse, razors, comb, cosmetics, tissues, etc.)
 - Laundry items (detergent, hangers, clothespin, etc.) * Bleach is not permitted
 - Tableware (chopsticks, spoon, teacup, etc.)
 - Towels (bath towels, face towels, bathmat, dish cloth, etc.)
 - Recreational items (smartphone, tablet, chargers, books, and other recreational items, etc.)
 - Miscellaneous (cleaning equipment, blankets for maintaining body warmth, etc.)
- * It is recommended that you bring the following items if an infant is to accompany you during your stay.
- Baby snacks, drinks (only bento (lunch) boxes for adults and water will be provided in the facility), rubber sheets, baby diapers, toilet seat for children, etc.
- * The items provided are: Toilet paper, furniture, bedding, facemasks, garbage bags, thermometer.
- * **Smoking, the consumption of wine, beer or other alcoholic drinks, uncooked raw food, and items that emit noise are not permitted.**

Item Deliveries

Family members and acquaintances are permitted to deliver items, although it is necessary to refer to the list of items that can be accepted below.

People delivering items are requested to contact the main office of the Recovery Accommodation Facility in advance. The time of arrival, the place of delivery and the method of contact will be arranged accordingly.

* Note that there are cases in which deliveries will not be accepted without advance contact.

* People who have been in close contact with COVID-19 patients are not permitted to deliver items in principle.

[Deliverable Items]

◆ **Items that may be delivered (consumable items) * Certain items may be refused due to the season or temperature, etc.**

- ☆ Items that can be stored at room temperature (instant food, freeze-dried food, snacks (perishable snacks are not permitted), fruit, jelly pouches, beverages in PET bottles, etc.)
 - * Fruit is restricted to types that can be peeled by hand and eaten without preparation after washing.
 - * Beverages are restricted to items that can be stored at room temperature.
- ☆ Bento (lunch boxes) and rice balls, etc., sold at convenience stores with the expiry date clearly listed.
 - * Microwave ovens are not available, so food cannot be heated prior to consumption. Also, preheated food may not be delivered for sanitary reasons to ensure that safety is maintained during storage.
- ☆ Packaged items that can be stored at room temperature for several days (confectionary and sandwiches, sold at bakeries)

◆ **Items that cannot be delivered ((consumable items)**

- ☆ Alcoholic drinks
- ☆ Uncooked items (sashimi, sushi, etc.)
- ☆ Home-cooked food
- ☆ Frozen food (ice cream, etc.)
- ☆ Items that required refrigeration. Also, items that usually need to be stored in a refrigerator.
- ☆ Items that are warm at the point of purchase, such as fast food and bento (lunch) boxes, etc.

◆ **Items that cannot be delivered (non-edible items)**

- ☆ Cigarettes (including heated tobacco products)
- ☆ Hazardous items (including kitchen knives and other knives)
- ☆ Items that emit noise
- ☆ Cooling and heating equipment (including electric blankets)

Cost of Staying at Recovery Accommodation Facilities

There will be no charge for accommodation and meals when staying at Recovery Accommodation Facilities for the purpose of recovering from COVID-19.

However, you will be required to pay all costs incurred for medical treatment not related to COVID-19.

- Accommodation and Meal Expenses ➡ No charge.
- Medical Treatment Fees, Cost of Medication
 - Medical fees related to COVID-19 ➡ No charge.
(Examples) Treatment for fevers, coughs and sore throats
 - Medical fees not related to COVID-19 ➡ To be paid by the recipient.
(Examples) Treatment for underlying illness, fees for non-related medication prescriptions

(1)今後の自宅療養体制について(7月15日から運用開始)

次の感染拡大に備えて、保健所業務のひっ迫を防ぎ、適切なフォローアップを含む自宅療養体制が維持できるよう保健所業務を一部外部化し、滋賀県自宅療養者等支援センターを設置する。

《今後の対応》

- ✓ 保健所、支援センターが重症化リスクに応じて健康観察を実施。
- ✓ 支援センター内に24時間受付の相談窓口を設置し、自宅療養中(施設内療養を含む)に体調が変化した方等を適切に医療につなぐ。
- ✓ 濃厚接触者に対する健康観察業務等は支援センターで一元的に対応。
- ✓ 食料品支援、パルスオキシメーターの配布、療養証明書の発行等事務についても一元的に対応。



①医療面でのフォロー

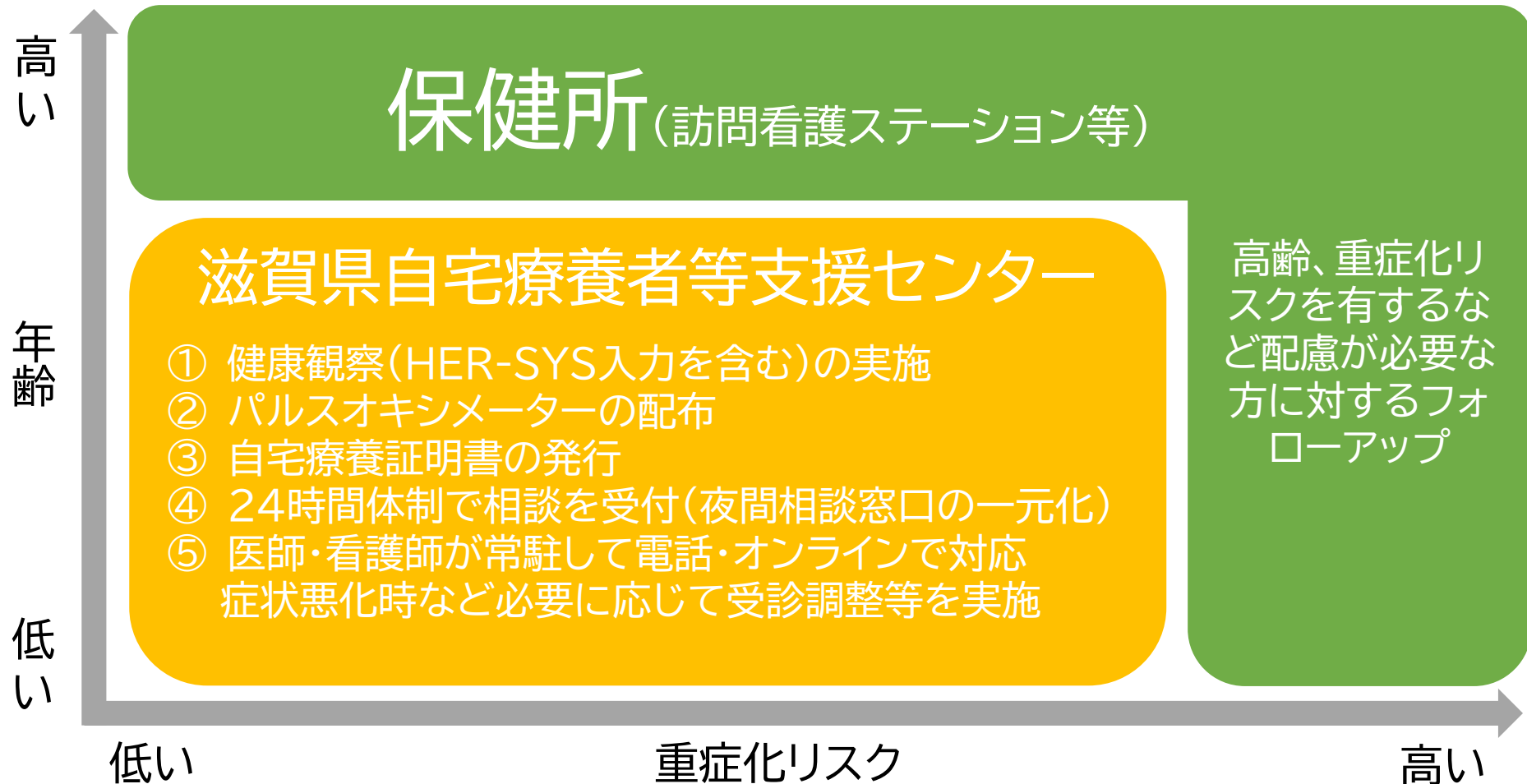
- 電話・オンラインによる症状確認
- 受診調整等
- 必要がある場合、入院調整依頼

②その他の相談

- 療養中の不安や困りごとなど
- 食料品の支援/療養証明等の手続き
- HER-SYSの入力方法 等

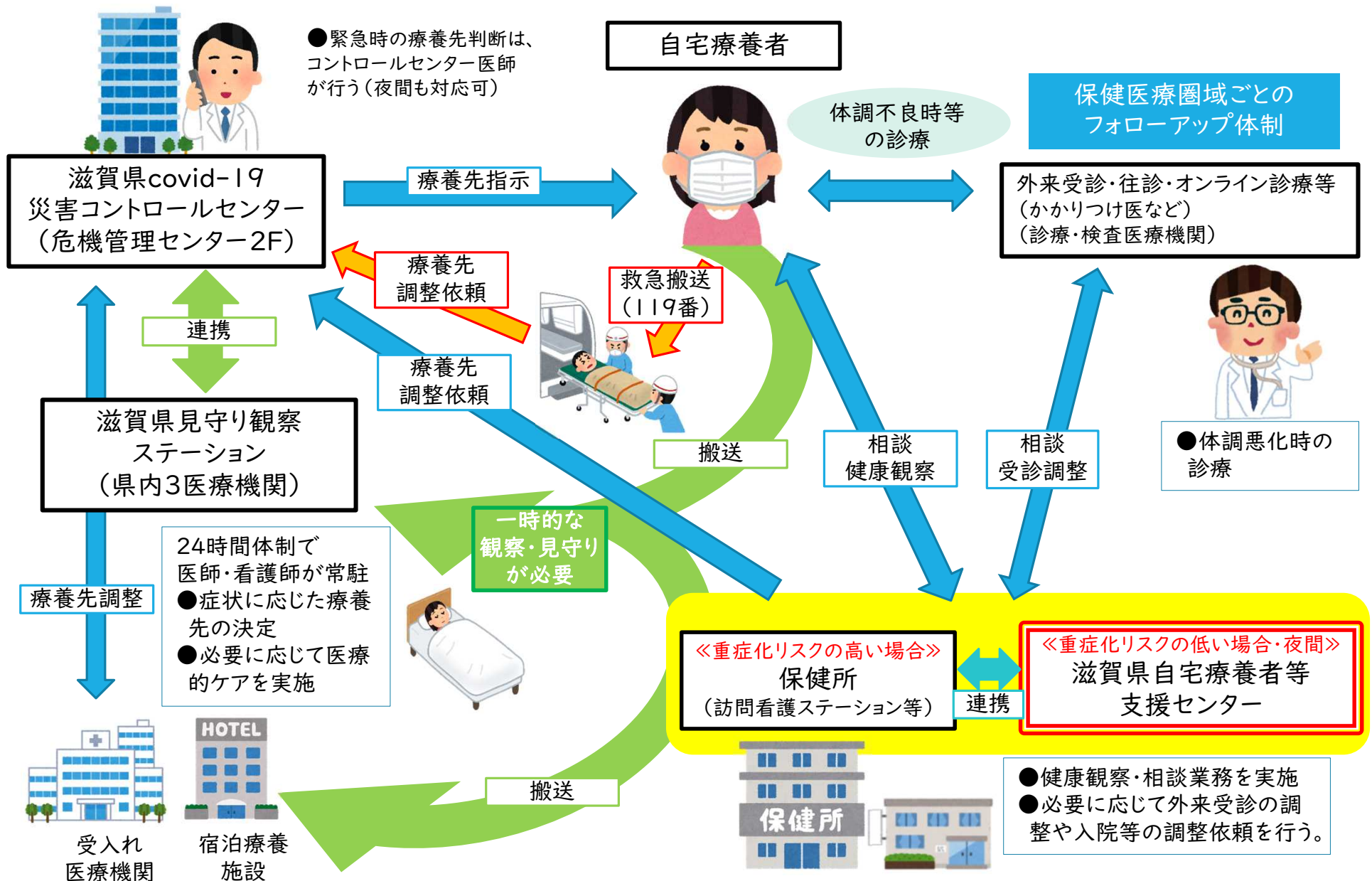
(2) 自宅療養者へのフォローアップ体制(イメージ)

- 自宅療養者のうち、重症化リスクが高い方等※に対して、保健所による健康観察を実施。その他の方については、「滋賀県自宅療養者等支援センター」による健康観察等を実施



※療養者の年齢(65歳以上かどうか)や、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、糖尿病、肥満(BMI30以上)等、重症化リスク因子の保有状況等を踏まえ保健所が判断

自宅療養者に対する医療提供体制について(R4. 7.15~)



新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について

～ ご家庭内で注意いただきたいこと ～

～療養期間の考え方～

1. 有症状の方

症状が出た日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。ただし、症状軽快後24時間経過している必要があります。

※10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2. 無症状の方(一度も症状が出ていない方)

検体採取日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。

～療養期間中の外出自粛について～

□ 外出は避けてください。

ただし、症状軽快後24時間経過された方や無症状の方は、感染予防行動(公共交通機関を使わない、マスクを着用する等)を前提に、食料品等の買い出し等の生活に必要な最小限の外出は可能です。

□ ご友人やご近所の方とも面会できません。

感染者と1m未満の距離で15分以上面会した方は「濃厚接触者」となり、行動制限と感染のリスクがあります。ご友人やご近所の方がお越しになられても直接面会せず、電話やオンラインで親交を深めてください。

※その他詳細は別添参考資料P23～24をご確認ください。

～ 自宅での過ごし方 ～

健康状態を毎日確認しましょう

- 毎日朝夕2回体温測定をしましょう。
- 発熱や咳、鼻水・鼻づまり、倦怠感、息苦しさなどの症状はありませんか。
⇒別添参考資料P13～16をご確認ください。
- ご家族など同居されている方も熱を測るなど、体調観察をしてください。

部屋を分けましょう

- 個室にしましょう
ご家族など同居されている方とは部屋を分けて過ごしてください。
食事や寝るときも別室としてください。
子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも1m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- 極力部屋からは出ないようにしてください。
面会は最小限としてください。トイレ・お風呂など共有スペースの利用も最小限にしましょう。入浴は家族の最後にしてください。

特に参考資料P17のような緊急性の高い症状があればすぐに滋賀県自宅療養者等支援センターに連絡ください。

感染された方のお世話はできるだけ限られた方で

- 心臓・肺・腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- 同居の方もマスクをつけてください。
- 本人が使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- マスクを外すときは、ゴムやひもをつまんで、マスク表面には触れないようにしてください。
- マスクを外した後は必ず石けんで手を洗うかアルコールで手指を消毒してください。

こまめに手を洗いましょう

アルコールは70%以上のものを使用してください

- こまめに石けんで手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。⇒別添参考資料P8～9をご確認ください。

換気をしましょう

- 定期的に換気してください。
1～2時間毎に換気をしてください。(5～10分間くらい)
- 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ドアノブ、ベッド柵などは70%以上のアルコールまたは薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしてください。
家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度は0.05%です。例えば製品の濃度が6%の場合、水500ml+ペットルのキャップ1杯 分5mlなど、別添参考資料P11～12をご確認ください。)
- トイレや洗面所は通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
- タオル、衣類、食器、箸、スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- 洗浄前のものを共有しないでください。
特にタオルはトイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないでください。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- 体液で汚れた衣類、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。(糞便からウイルスが検出されることがあります。)

ゴミは密閉して捨てましょう

- 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨ててください。
その後は直ちに石けんで手を洗いましょう。アルコールでの消毒でもかまいません。
⇒別添参考資料P18～20をご確認ください。

～ 災害発生時もしくはその恐れがある時の避難について ～

- 万が一、緊急的に避難所に避難する必要がある場合は、『自宅療養者』であることを申し出てください。

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染により感染します。また、症状がなくても感染を拡大させることがあることから、自宅で療養する場合にも同居されている方や周りの方への感染予防に努めてください。
(詳細は別添参考資料をご確認ください。)



新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者として健康観察中の皆様へ

健康観察期間： 月 日までは外出を控えてください。

PCR検査の精度は100%ではありません。

また、今後発症する可能性もありますので、「陰性」と判定されても安心はできません。健康観察期間終了までは、必ず下記を遵守して下さい。

健康状態について

○体調に変化がないか**毎日の健康観察**をお願いします(別紙「健康観察票」を活用ください)

★体調に変化(発熱、せき、のどの痛みなど)があれば連絡をお願いします。

特に、**緊急性の高い症状**(別紙「新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について」を参照ください)がある場合は、必ず下記緊急連絡先に連絡してください。

○健康状態については、**毎日連絡**をお願いします

★連絡方法としては、下記の方法がありますので、事前にどの方法にするか決めましょう。

①スマートフォンを活用した連絡(SMSが届き、そこからアプリを活用します。操作が不明な場合は健康観察フォローアップセンターまでお問い合わせください。)

②メールによる連絡 → co19@pref.shiga.lg.jp

③電話による連絡 → (朝9時までに、市町名(又は保健所名)・お名前を記入の上報告すること。)

<ログインIDが必要です>
あなたのIDは _____ です

電話(携帯・固定電話)に、原則「自動音声」で9時、14時に電話がかかります。音声に従ってスマホを(プッシュホン)をタッチしてください。なお、どうしても電話を受電できなかった場合は下記「健康観察フォローアップセンター」に**直接15時まで**にご連絡ください。

生活について

家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~をご参照ください。
なお、消毒方法等は裏面を参照願います。

災害発生もしくはその恐れがある場合の対応について

○あらかじめ災害時の避難先、避難方法等を決めておきましょう。

○避難所に避難する場合には、「濃厚接触者」であることを申し出てください。

○健康観察期間中は、避難所内での他の避難者との接触を避けてください。

○災害発生等の緊急時は、現在お住まいの市町に、氏名・住所を情報提供させていただく場合がありますのでご了承ください。

濃厚接触者の皆様の健康観察は、居住地管轄保健所と滋賀県が運営している「**健康観察フォローアップセンター**」が対応します。

<緊急連絡先>

9:00~17:00 健康観察フォローアップセンター ☎ 077-528-3591

17:00~ 9:00 受診・相談センター ☎ 077-528-3621

家庭等の消毒について

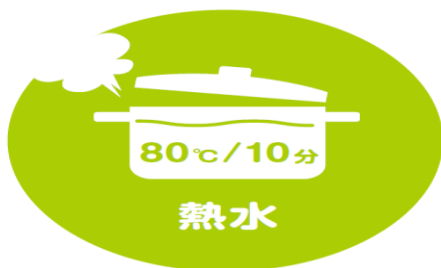
手指がよく触れる場所を清潔に保つことが大切です。手や皮膚の消毒を行う場合には消毒用エタノールを、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウムも有効であることがわかっています。

※次亜塩素酸ナトリウムを金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きしてください。

場所		対象
家庭	居間 食事部屋	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード等
	浴室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明スイッチ等
	トイレ	流水レバー、便器のフタ等
職場・ 集合住宅	共用部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共用トイレや給水場所の蛇口、電話機等

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。

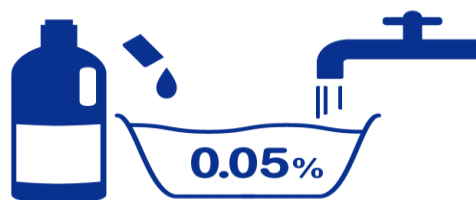


濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

- 【注意】
- ・家事用手袋を着用して行ってください。
 - ・金属は腐食することがあります。
 - ・換気をしてください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

- 【注意】
- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
 - 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい



新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～My HER-SYSでの入力をお願いします～

健康状態の入力方法

- ご自身のスマートフォンからQRコード、又は、SMSで受信したURLを読み込んでください。
 - 初回のログインには、電子メールアドレスおよびSMSで届く(又は、保健所からお知らせした)**HER-SYS ID**が必要となります。別紙(My HER-SYSご利用ガイド)を参考としてください。
 - 1日1回健康状態を入力ください。(12時までにご報告してください)**
- ※ 同一のスマートフォンやパソコンから、ご家族などをそれぞれ登録し健康状態を入力することもできます。

1. QRコード

URL : <https://www.cov19.mhlw.go.jp/>



2. ログイン画面



3. 入力画面



咳や発熱がある場合、以下のような緊急性の高い症状がある場合、その他ご不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合は。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

(裏面)

健康観察について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方、感染が疑われる方(PCR検査等の結果待ちの方)、感染している可能性がある方には、健康状態の確認をお願いしています。
- 健康状態をスマートフォン等からMy HER-SYSに入力していただくことで、電話等で御確認させていただく場合より迅速に、健康状態の変化を把握でき、適切な対応へつなげることが可能となります。
- 安心してお過ごしいただくためにも、是非、健康状態の確認と、My HER-SYSに入力をお願いいたします。
- 入力いただいた健康状態に応じて、また、入力いただいていない場合や、個別にご確認させていただきたいことがある場合に、保健所の職員や、保健所から業務委託を受けた者から、個別に電話等で連絡させていただくことがあります。

入力いただいた情報の取扱いについて

○健康状態の調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、保健所を設置する都道府県や市・特別区が実施しています。皆様による健康状態の入力は、同調査への回答と位置づけられます。保健所を設置する都道府県や市・特別区は、同調査により収集した情報を感染症法に基づき国(厚生労働省)に報告することとされています。

○入力いただいた情報は、国(厚生労働省)が運営する「新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム」(HER-SYS)で管理されるとともに、感染症法に基づく業務を行う都道府県、市・特別区、厚生労働省の職員や、都道府県や市・特別区から健康状況の把握等の業務の受託した関係機関(地域の医師会等)に、それぞれの業務の実施に必要な範囲内で(※)共有されます。

※例えば以下のような場合が想定されます。

- ・療養中の健康状態に関する情報について健康フォローアップを行う医師等に共有
- ・受診した帰国者・接触者外来と療養先(自宅やホテル)の管轄の保健所が異なる場合の保健所間の情報共有
- ・入院病床数や宿泊施設数の調整等に必要地域内の患者数の推移等のデータの作成に活用

○また、国(厚生労働省)は、HER-SYSに蓄積された情報を活用して、新型コロナウイルス感染症の発生状況等の統計を作成し公表します。また、統計情報をもとに、新型コロナウイルス感染症の研究に役立てます(この統計は全国や地域毎の感染者数等のデータであり、個人が特定される情報は含みません。)

○入力いただいた情報は、上述の利用用途を含む感染症法に基づく業務の遂行その他の新型コロナウイルス感染症対策に係る業務以外の目的に利用されることはありません。

○国(厚生労働省)がHER-SYSで管理する情報のうち、個人が特定できる情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、開示、訂正、利用停止を行うことができます。

システムにおける個人情報の取扱いに関する問合せ先
厚生労働省健康局結核感染症課
電話:03-3595-2263

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step1

- ① URL: <https://www.cov19.mhlw.go.jp/> からアプリのトップ画面にアクセスします。
- ② 「新規登録」ボタンを押します。



上記QRコードからのアクセスも可能です

ここから新規登録をスタートします。

Step2

- ① 新規登録画面からご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「確認コードを送信」ボタンを押します。



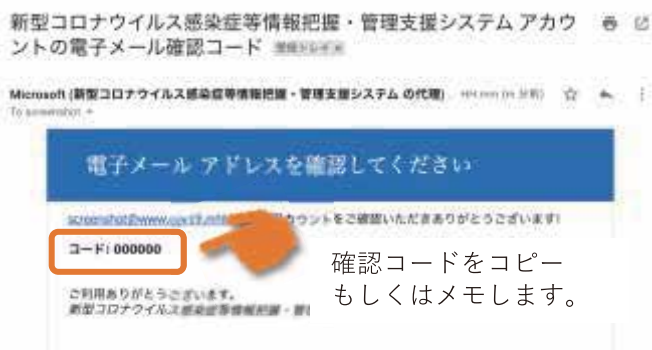
ポイント！

利用するメールアドレスに制限はありません。有効な個人のメールアドレスをご利用ください。

メールの受信拒否設定をされている方は、Step4の確認コードを受け取るために、「@microsoftonline.com」からお送りするメールを受信できるように設定してください。

Step3

- ① 登録したメールアドレスに確認コードが届きます。
- ② 確認コードをコピーもしくはメモをとってください。



確認コードをコピーもしくはメモします。

Step4

- ① トップに戻り確認コードを入力します。
- ② 「コードの確認」ボタンを押します。



Step3の確認コードを入力します。

*表示内容はご利用端末により異なる場合があります。

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step5

- ① パスワード設定画面にて任意のパスワードを入力します。
- ② 「作成」ボタンを押します。



ポイント！
パスワード作成ルール：
8桁以上とし、かつ、次のうち3つ以上を含める必要があります。

- ・小文字
- ・大文字
- ・数字
- ・記号

Step6

- ① ご自身の属性情報を入力します。
- ② リーフレットに記載のある「HER-SYS ID」（6桁または7桁）を記入します。
- ③ 「入力内容を確認する」を押下し、内容を確認の上「属性を保存する」ボタンを押して、登録完了です。



ポイント！
「HER-SYS ID」は保健所等からお配りするリーフレットに記載されています。

電話番号は、ハイフンなし・半角で入力ください。
システムに登録された情報と異なる入力をした場合、登録できないことがあります。その場合は、健康観察フォローアップセンターにお問い合わせください。

Step7 [トップ画面から健康状態を入力し報告します。]

- ① ご自身の状況を入力するため、「状況報告を入力する」ボタンを押します。



ポイント！
「パスポート番号を入力」ボタンは、訪日外国人の方で、診断年月日が入国日から28日以内の場合、表示されます。
対象の方は別紙「パスポート番号入力のお知らせ」をご参照ください。
※対象外の方は表示されません。

Step8

- ① 状況報告画面からご自身の体調等を入力してください。
- ② 「確認」ボタンを押します。
→これで完了です。



体温と酸素飽和度(SpO2)を入力し、症状の「あり」「なし」を選択してください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい

新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～電話での回答をお願いします～

健康状態の入力方法

・携帯電話、または固定電話にHER-SYS(ハーシス)から自動音声で電話がかかります。

・健康観察の期間中、9:00～ /14:00～ 1日2回電話がかかります。

必ず、どちらかの時間で受電し、健康状態を報告してください。

(9時に報告しても14時にも電話はかかってくるますが1日1回の報告で構いません)

どちらも受電できなかった場合は、15時までに直接、下記「健康観察フォローアップセンター」にご連絡ください。

・電話の内容については、裏面「音声ガイダンスの内容」をご参照ください。

・プッシュホンで答えるだけなので、スマートフォンをお持ちでない方にもご利用いただけます。

【この番号から電話が来ます】

050-3198-0215

または

050-3311-0008



咳や発熱がある場合、以下の緊急性の高い症状がある場合、その他御不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください。

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

※ガイダンスの途中でも、入力することができます

※ダイヤル回線の方は、米印(*)ボタンを押してから番号を入力してください

音声ガイダンスの内容

こちらはHER-SYS(ハーシス)です。健康記録を入力してください。

ダイヤル回線の方は、米印を押してから番号を入力してください。

- 1, 体温を3桁の数字で入力してください。36.5度の場合には 3 6 5 と入力してください。
- 2, 酸素飽和度 SpO2 を数字で入力してください。
100%の場合は100と、97%の場合は097と入力してください。
不明、わからない場合は999を入力してください。
- 3, 咳、たん、鼻水がひどくなっていますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 4, 呼吸困難、胸が苦しい、息が切れると感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 5, 倦怠感、起きるのが辛いと感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 6, のどの痛み、頭痛などその他気になる症状はありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。

999 を
入力する

健康記録を登録しました。ご協力ありがとうございました。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも1m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



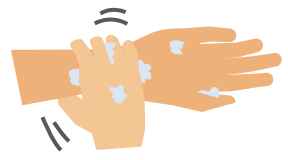
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

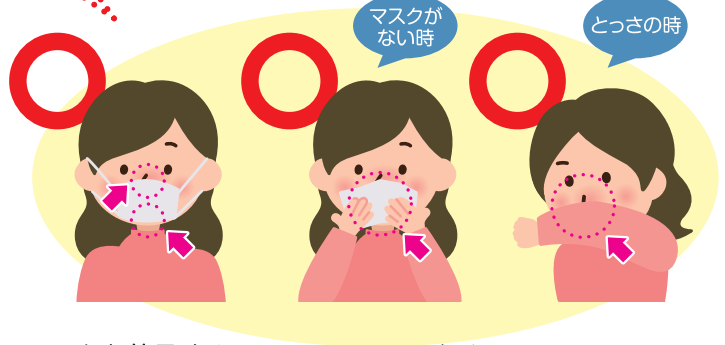
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクが
ない時

とっさの時

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



健康観察中の皆様、ご家族の方へ

このたびは、健康観察が必要な状況となり、大変不安な気持ちで過ごしておられることと思います。

ウイルス等の感染は、人々の生活の中で起こることであり、感染された方やあなたの行動に問題があるわけではありません。しかし、新型コロナウイルスについては、現在、社会的な関心が高いことから、ご自身のことを責めたり、周囲の反応に胸をいためたりすることがあるかもしれません。

このようなストレス状態が長く続くと、気持ち、からだ、考え方に、さまざまな変化があらわれることがあります。

気持ちの変化

- ・不安や緊張が強い
- ・イライラする
- ・怒りっぽくなる
- ・気分の浮き沈みが激しい
- ・涙もろくなる
- ・あのときああしておけば良かったと自分を責める
- ・投げやりになる
- ・誰とも話す気にならない



からだの変化

- ・疲れやすい
- ・目まい、頭痛、肩こり
- ・吐き気、腹痛
- ・食欲不振、過食
- ・眠れない
- ・悪夢、同じ夢をくり返し見る

考え方の変化

- ・考えがまとまらない
- ・同じことをくり返し考える
- ・記憶力が低下する
- ・皮肉、悲観的な考え方になる



このような状態が数週間続くことがありますが、大変な経験をした時に『多くの方に起こる正常な反応』です。



食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにして、ご家族同士で声をかけ合いましょう。



これらの状態は、自然に回復していくことがほとんどです。



～気分が落ち込むときや、つらい気持ちが続くときは、お気軽にご相談ください～

滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目4番25号）

○電話番号：077-567-5010

○相談時間：平日 午前9時～午後4時

・匿名で相談可能です

・プライバシーには十分配慮して対応いたします



※このリーフレットは、北海道立精神保健福祉センターのリーフレットを参考にしています。



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

インターネット受付：<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。



通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

新型コロナウイルス濃厚接触者の方の自宅待機について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅待機していただく濃厚接触者にあたる方を対象に、食料品を自宅にお届けします。(有料)

1. 食料品支援を利用できる方

- 保健所から新型コロナウイルス感染症濃厚接触者と診断され、外出自粛される方でご自身やご家族で食料品を確保できない方

2. 申し込み期間

- 保健所から濃厚接触に伴う外出自粛期間として指定された開始日から終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品：パック商品(米飯、レトルト丼類、水等)

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金・お支払方法

- 6,000円(2～3日分セットの場合、1名分)
- 滋賀県指定の納付書を後日送付しますので、必ず自宅待機期間終了後にお支払いください。

6. 支援申込受付時間

- 申込日から2～3日

あくまで目安です。申請内容の確認のため、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申し込みフォーム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-nousetsusyokuryou>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))

※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますので、氏名・住所・連絡先を事業者に提供することになります。ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅で療養される方で、食料品の調達が困難な方を対象に、食料品を自宅にお届けします。

1. 食料品支援を利用できる方

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養中で症状が出ている方のうち、インターネット等で食料の購入ができない方、家族全員が陽性かつ有症状で食料品を確保できない方
※無症状または症状軽快後24時間経過された方は、食料品の買い出し等最小限の外出は可能です。

2. 申し込み期間

- 自宅療養開始日から自宅療養終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品: 常温保存のパック商品(米飯、レトルト丼類、水等)
※当面の食料品をお届けします。不足等ある場合は再度お申し込みください。

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金

- 無料

6. 配達日の目安

- 申込確認後2～3日
あくまで目安です。感染拡大期は、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申込みフォーム

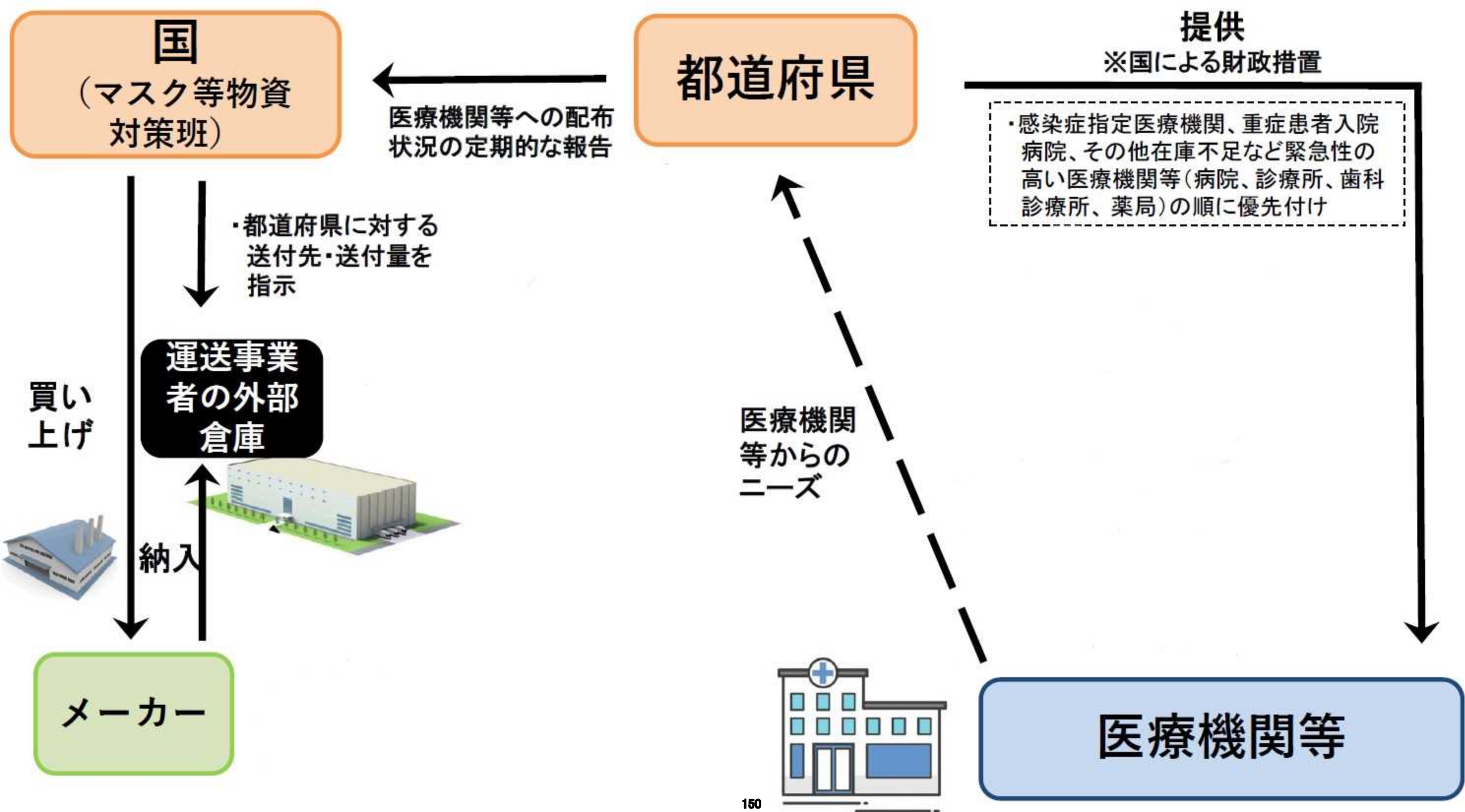
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-syokuryoushien>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))
※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますことから、氏名・住所・連絡先を事業者に提供することとなりますので、ご承知おきください。



滋賀県がんばる医療応援寄附について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療従事者を応援しようとする県民の思いを受け止めるため「滋賀県がんばる医療・福祉応援寄附」を創設し、医療従事者を支援した。

支援内容

- ① 医療従事者に支給する手当の一部や、医療従事者が家族等への感染を防ぐために利用した際の宿泊費用を補助
- ② 患者を移送するための車両やパルスオキシメーターを購入
- ③ マスク等の衛生資材を購入し医療機関へ配布



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付した。

慰労金の内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、滋賀県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付
- ・ その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付

給付対象・給付金額

